第2回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成25年7月26日(金)午後2時~ 大手公民館視聴覚室

出席委員14名(欠席委員1名)

荒牧委員、高野尾委員、西森委員、豊嶋委員、西村委員、村山委員、大沼田委員、 蟻川委員、中島委員、飯沼委員、柳澤委員、江原委員、岡田委員、高橋委員

- 1 開会
- 2 あいさつ 荒牧会長
- 3 会議事項(要旨)
 - (1) 松本市総合計画について 政策課 伊佐治課長補佐から説明
 - (2) 松本市教育振興基本計画について 教育政策課 清澤課長補佐、園原主査から説明
 - (3) 松本市次世代育成支援行動計画について こども育成課 百瀬係長から説明
 - (4) 松本市子どもの権利に関する推進計画策定について(会議要旨)

(会長)

条例では、行政の取組み、市民の取組みが不十分という発想ではなく、今ある取組みをより 推進するために、子どもの権利を一人の人間として、松本市の一員として位置づけてやってい きます。

松本市次世代育成支援行動計画の体系図の理念に「児童の権利に関する条約の理念を踏まえて」等基本的な部分をいれたのは、松本で初めてで、全国でも多くない。

理念が目標、施策にリンクしているかというとできていない部分がある。

取組みを見て、いろいろなことをやっているが、子ども支援で直接支援していることはかな り減ります。

今生きている子ども支援は、教育のところに持って行って、教育はどう教えるかということ になってしまい、そこを組み替えていくことが必要です。

子どもにやさしいまちづくりは、子どもだけでなく、すべての人にやさしいまちづくりに繋がります。

子どもの育ちを通じて、親もいっしょにやっていった方がもっと良くなります。

(委員)

児童館館長会で条例について学んでいます。住民にまだ浸透していない。

児童館の今後の5年間を根底に子どもの権利に関する条例をどう活かしていくかを考えてスタートしました。

放課後の事業で、やさしいまちを尊重するまちづくりに関わっていけると思います。

(委員)

行政では、教育委員会、こども育成課等がありますが、学校現場では、これらの内容を一元化

して欲しい。

子どもにやさしい世の中を作っていくにはどうすれば良いかを根底において、学校現場とギップがないようにギャップを埋めるように、子どもの権利条例の方で調整していくことを考えて欲しい。

(委員)

こども部、教育部はそれぞれが多くの事業をやっています。

子ども、親にとっては、どこでやっているかは、関係ありません。

皆で一緒に考えて、共通の考え方で子どもにとってどんなことをやることが必要で、縦割りで やることは良くなく、そこで調整させることが大事。

(会長)

条例は、基本的考え方、方向性を規定しています。

具体的にどういう仕組み、計画を作るかが重要。

委員会の役割は、総合的にまた、子ども、子どもに関わる人の特定の計画をどうしたらよいか推 進体制をどうするかを議論していきます。

(委員)

計画を作る際に、主役は子どもであり、子育てをする親であるので、子ども、親御さんに意見を出してもらう機会を設けた方が良い計画ができる。

極端な話、委員会に来て話してもらうこともどうか。

何を支援して欲しい、行政に何をして欲しいなどを聴いて、それを加味しながら計画を進めたら良いと思う。

(会長)

子どもたちにどう聴くかは、一般的にはアンケートをします。

委員会に子どもたちに来てもらって意見を聴くのは、なかなか充分なコミュニケーションが取れません。基本的に、学校、児童館などの子どもが活動しているところに、出かけて行って聴くことになると思います。来年の少なくても今ごろに方向性が出ていないと、その後のパブリックコメント、庁内の予算もからんできます。

条例を作る時、かなり議論して、勉強会、講演会もやりましたが、委員が子どもたちのところに 出かけて行って議論することが十分でなかった。

計画の中で、次世代育成支援行動計画にあるように、基本理念、基本目標、施策目標、総合計画では、基本目標、施策の方向、基本施策、そういうような柱、それにともなって、こういうことが必要という方向性を出していきます。

施策に基づいた事業については、事務局で検討していきます。

委員会では、どういう施策が必要ということも含めて検討していきます。

事務局で、3市の推進計画を用意してくれました。

委員会では、どのような理念、方向性でやっていくかまでを提言するのが一般的です。

委員の皆さんのここはどうしてもというところが手厚くなっても構わないです。

条例の前文の「すべての子どもにやさしいまち」の6つが行動計画の基本目標になります。

その上で、施策の方向について見ますと、

第3章第7条に「子どもの安全と安心」

第4章11条では、「子どもの意見表明や参加の促進」

12条では、「情報の提供」で家庭、地域に情報が届かなく、子どもにもなかなか必要な情報が届かない。

他に、「子どもの居場所」「環境の保護」

第5章では、子どもの相談・救済、それから子どもの権利について、条例に基づいて、子ども、 大人も学んで普及する。

こういうことを具体化していくことが必要。

具体化していくときに、ばらばらにやるのではなく、総合的にやることが必要。

そのためにどういうことが必要かと言うと、松本市教育振興基本計画の3ページに下に健康寿命延伸都市・松本があって、他の計画と連携、整合を図り、振興基本計画を位置づけるというこういう見取り図が行動計画でも必要です。

条例を具体化するのが基本。

第3章で、子ども支援者の支援があって、子どもたちを支援すると同時に、もう一つの柱として、 子どもに関わる人を支援することが必要になってきます。

子どもの権利の保障、子どもを支援するための教職員の支援をどうしていったらよいかも柱になります。

地域の人たちがかかわっていくうえで、さらに取組みをしていくうえで、どういう支援をしていくかは柱です。

次回から具体的なテーマに沿って、検討していきます。

次世代育成支援行動計画の87・88ページには、実施のためのしくみが出ていますが、多くの 自治体はPDCAサイクルでやっています。松本市の場合、満足度調査、小委員会を組み入れてい ます。満足度調査をどういう中味でやっていくことが子どもに届く政策なのか、検討していきます。 (委員)

次世代育成支援対策地域協議会がありますが、行政を一元化して、全体を見てバランスを取っていくところが必要だと思いますが、単に報告を受けるものですか。

(事務局)

現状の取組み状況に意見をいただいています。より施策を推進するための会です。

(会長)

条例21条2に庁内調整会議があって、23条で、この委員会が作られています。

24条で、この委員会が実施状況を検証します。さらに25条で計画を提言して、市は提言を尊重します。

この委員会は、そのような職務が与えられています。

計画は市の責任で作ります。それに向けて議論して市が作りやすくしていきます。

(委員)

調整機関としての機能も期待させていますか。

(会長)

調整まではない。

(委員)

市からいただいた3つの行動計画に目を通してみたが、基本的には理念がいっしょで、あと、子どもの相談、救済、意見表明・参加、居場所づくり、権利の推進の4つ施策はすべて入っていて共通で、どの施策を一番に持ってきて、次に何をもってくるか優先順位の違いです。

条例を具体化する推進計画を策定にあたって一番いけないのは、総花的になって絵に書いた餅になることです。

たとえば、権利救済とかどこに重点をおくのかきちんと決めて策定したほうが良い。

(会長)

これはむずかしい問題で、貴重な提言です。

何年か毎に重点を置いていくというやり方もあります。

川崎市も松本市も総合的な計画です。

いじめ防止対策条例と子ども条例とは違いがあって、いじめの問題に特化しても解決しない。

相談、救済だけをいくらやっても、子どもたちは救済されない。

居場所づくり、その前提になる意識の向上がないとうまくいかない。

家庭だけでなく、教職員も支援しなくてはいけない。

推進する体制を整えなければ、計画は総合でもやれることは少なくなります。

考え方として、全体を作りながらも、当面はここを重点、何年先に見直していきますので、その 時に重点を少しづつ移していくやり方もあるかもしれません。

(委員)

施策の方向性については、基本目標があってどうやればその目標が実現できるか、我々が一から 考えてやるのか、事務局から提案されて、それをたたき台としてやっていくのか教えて欲しい。

(会長)

そのことについては、委員会でやります。

事務局から出されたものに意見を言う委員会ではなく、条例から基本的に作ります。

(委員)

たとえば、次回は施策の方向性を出したり、その後、推進の項目をそれぞれ出してまとめていったら良いと思います。

(委員)

会長が全体を見渡して、重要なキーワードをいくつか挙げていただいたが、文章で目を通すのは 大変なので、そういう重要なキーワードを見やすい形で整理すると、どういう形で計画をまとめて いったら良いか見えてきます。

こころの鈴が開所して具体的な取組みが進んでいますが、条例ができたことがまだ周知されていないので、子どもの権利条例の意識向上が重要になります。

もう1点は、子どもの意見表明が現状の施策の中で不足している感じがするので、具体的な方策 が見えてくる目標の設定が必要です。

(委員)

松本市で子ども施策をたくさんやっていますが、実際にどういうことをやっているか視点が見えていない。それを見て、ここを手直しする、手薄だということから始めて欲しい。

具体的に言えるような話をしていかないと曖昧な考えになると思います。

(会長)

行政のところでまとめていますか。

(事務局)

次世代育成支援行動計画の事業を各課で、条例の重点項目に加工し直しましたので、次回の委員会でまとめたものをお出しします。

(委員)

会長が条例の中で、子どもの安全安心、意見表明とかいくつか項目を言われた大きな目標がありましたが、そのことについて、今、たとえばまとめていく施策がどんなことをやっているか出してもらって、ちょっとづつ項目を立てて、意見を言い合って、これを柱にしたらどうかというようなやり方の方が良い。

(会長)

子どもの参加、相談・救済、意識の向上、居場所づくりは、間違いなくそれぞれのテーマでやって、 松本市はどんな取組みをしているか、実際に学校の先生や児童館、その他地域でいろいろ努力してい るところはこういうふうにやっている、それをどう進めるかというような議論をしていくことになる と思います。

皆さんの意見を聴いた上で、条例に基づいた柱を決めていきます。

(委員)

いろいろな施策、取組みをできるだけ減らしていきたいと思っています。

学校の現場は、先生も子どもも忙しい。

子どもが児童クラブを利用していますが、親としては、安心な場所と見守ってくれる大人がいてくれれば良いと思っています。

いろいろな催しをやってくれて、かえってそれが窮屈になっています。

自由な遊びの空間がなくなって、何のためなのか、大人が満足するためにこれだけやってあげていることになっています。

(会長)

その居場所に子どもが主体であり、参加になっているか、どういうことが子どもに必要か聴いてやる。

実際にやっているところは、運営を含めて、子どもたちの意見を聴いています。

意識の向上と言った時に、権利意識をどういうふうにしていくか、何でもかんでも権利の尊重になるのかという内容そのものですから、どのように広報啓発、学習したらよいのかということが問題になるので、積極的に意見を言ってください。

権利、人権と言うと、固定観念でやることが問題になるので、どういうことが権利の尊重になるか、 そのためにどういうことをしていくことが必要か議論していくことが必要。

(委員)

次世代育成支援庁内推進会議を今やっていますが、条例の中で、条例に基づく庁内推進体制を設置 するとありますが、これと同じように、何の話をするわけですか。

(事務局)

子どもの権利の視点に立った子ども施策を検討します。

(委員)

次世代育成支援行動計画とは、視点が違っていますので、そのことを子どもにやさしいまちづくり 庁内調整会議でもよく勉強して欲しい。